

芳賀町子ども読書活動推進計画

第4期計画（令和2年度～令和6年度）

芳賀町教育委員会

令和2年3月

はじめに

読書は、読解力のみならず、豊かな感性や情操を養い、また幅広い知識を系統的に獲得することに不可欠のものであり、特に、子どもにとっては、言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにします。人生をより良く、深く生きる力を身に付けていくためにも読書は重要なものです。

スマートフォンの普及やSNSなどのコミュニケーションツールの多様化により子どもたちを取り巻く情報環境は著しく変化しています。そんな現代において、読書の「意義」と「効用」そして「楽しみ」を再認識し、子どもたちが読書活動を積極的に行っていけるよう、社会全体で環境づくりをしていくことが大切になっています。

「芳賀町子ども読書活動推進計画（第4期）」は、平成13年に国が定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」や平成30年4月に国が定めた「第4次子供の読書活動推進に関する基本的な計画」、平成31年3月に栃木県が策定した「栃木県子ども読書活動推進計画第4期計画」らに基づくとともに、第3期計画の成果と課題を踏まえ、芳賀町の子どもたちのための読書活動推進の施策の方向性や取組を示した計画です。

芳賀町教育委員会といたしましては、この計画に基づき、家庭・地域・学校を通じて、多くの町民の皆様方と連携・協働しながら、子どもたちの読書が活発に行われていくように、読書推進に取り組んで参ります。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました芳賀町子ども読書活動推進計画策定委員の皆様をはじめ、子どもの読書活動に携わる関係各位に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

芳賀町教育委員会

目 次

第1章	計画策定の趣旨	
1	子どもの読書活動の意義	1
2	計画策定の経緯	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の期間	1
第2章	第3期計画の取組と成果・課題	
1	第3期計画の取組	2
2	第3期計画の成果と課題	3
第3章	第4期計画の基本方針	
1	基本方針	5
2	数値目標	6
第4章	子どもの読書活動推進のための方策	
1	子どもの発達段階に応じた取組の工夫	7
2	家庭における子どもの読書活動の推進	9
	家庭の役割	9
	現状と課題	9
	具体的な方策	10
3	認定こども園・保育園における子どもの読書活動の推進	11
	認定こども園・保育園の役割	11
	現状と課題	11
	具体的な方策	11
4	学校における子どもの読書活動の推進	12
	学校の役割	12
	現状と課題	12
	具体的な方策	14
5	地域における子どもの読書活動の推進	
	地域の役割	15
	現状と課題	15
	具体的な方策	17
6	広報・啓発等による子どもの読書活動の推進	18
	現状と課題	18
	具体的な方策	18
資料編		
1	読書アンケート結果	19
2	子どもの読書活動の推進に関する法律	24
3	芳賀町子ども読書活動推進計画策定委員	26

第1章 計画策定の趣旨

1 子どもの読書活動の意義

本の中には様々な世界が広がっています。子どもにとって読書とは、本の中の広い世界に入って未知の出来事に出会う場であり、物語の主人公と共に悩み、喜び、感動や共感をすることで、自分を律し他人を思いやる心や感動する心など『養い豊かな人間性』を養う場となります。また、文章を読んで内容を理解することで、言葉を学び、それらを活用して、自ら考え、判断し表現することで、様々な問題に積極的に対応し、解決する力『確かな学力』を身に付けることができます。このように、次代を担う子どもたちにとって、読書は『生きる力』を養うことにつながり、その果たす役割は、とても大きなものです。

幼児期の子どもは自分で本を読むことはできませんが、大人が絵本を読み聞かせることによって、子どもの情緒が発達し、感情や想像力が豊かになる効果があります。読み聞かせは子どもの語彙力を増やし、言葉の音やリズム、繰り返しの面白さを気づかせるものです。そうやって子どもは新しい言葉を次々と覚え、それを使って会話をするようになります。小さい内から語彙力を増やす習慣があると、文章を理解する力が必要になったときに多いに役立ちます。

すべての子どもたちが読書を通じて主体的に学び続ける力を身に付けるために、あらゆる機会・場所において自主的に読書活動を行えるよう、社会全体で積極的に子どもたちの読書習慣を育み、読書環境を整備していくことは極めて重要です。

2 計画策定の経緯

【国】	平成 13 年	12 月	子どもの読書活動の推進に関する法律	公布・施行
	平成 14 年	8 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	策定
	平成 20 年	3 月	第 2 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	策定
	平成 25 年	5 月	第 3 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	策定
	平成 30 年	4 月	第 4 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	策定
【県】	平成 16 年	2 月	栃木県子どもの読書活動推進計画	策定
	平成 21 年	3 月	栃木県子どもの読書活動推進計画（第 2 期）	策定
	平成 26 年	3 月	栃木県子どもの読書活動推進計画（第 3 期）	策定
	平成 31 年	3 月	栃木県子どもの読書活動推進計画（第 4 期）	策定

3 計画の位置づけ

上位計画である国の「第 4 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「栃木県子どもの読書活動推進計画（第 4 期）」に基づき、町の方針等を定めるとともに、「芳賀町教育大綱」の理念を踏まえ、子どもの読書活動に関する町の方向性を総合的・体系的に示したものです。

4 計画の期間

計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 5 か年とします。

第2章 第3期計画の取組と成果・課題

1 第3期計画の取組

芳賀町では、平成27年に策定した第3期計画では、以下の5項目に重点を置き、子どもの読書活動推進に取り組みました。

(1) 家庭（読書が子どもの生活の中に位置づけられるような、保護者への働きかけ）

- ア ブックスタート事業 ※¹
- イ 赤ちゃんタイムの実施 ※²
- ウ 子育て世代に対する読書活動にかかわる特集コーナーの設置（常設）

(2) 保育園・こども園

- ア 保育園・こども園が園外活動として総合情報館を利用できるよう町有バスの提供
- イ 総合情報館の本や紙芝居を総合情報館職員が定期的に各園へ配達（団体貸出）

(3) 学校

- ア 始業時間前に読書を行う「朝読」を各小中学校で実施
- イ 町内各小中学校に1人ずつ有資格者の司書を配置
業務は学校図書館運営・授業支援に加え、総合情報館図書の定期配達（学期ごとに150冊を選定）
- ウ 各校の図書委員会を中心に読書イベントを実施

(4) 地域

- ア 地域公民館や生涯学習施設でボランティアや民話語り団体による読み聞かせ実施
- イ 総合情報館で季節に応じた親子、子ども向けのイベントを開催。

(5) 広報・啓発等

- ア 情報館の本の借り方を町ケーブルテレビ「芳賀チャンネル」で発信
- イ 総合情報館職員がお薦めする本をまとめた冊子の無料配布
- ウ 学校図書館と総合情報館が連携し「子ども読書の日」や「読書週間」イベント実施
- エ 家族で本に親しみ読書の時間を家族で共有する趣旨の「家読」リーフレットを配布

※1 ブックスタート…乳幼児健診の場を利用して、赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントし、絵本を介して心触れ合うひと時をもつきっかけを作るとともに、読書への入り口とする活動。芳賀町では10か月検診時に職員による読み聞かせの説明とともに実施している。

※2 赤ちゃんタイム…総合情報館内ににぎやかに過ごせる時間の設置することで、親子で利用しやすくする取組。毎週水曜日午前中に設けている。

2 第3期計画の成果と課題

子どもの読書活動を図る指標として、次のような数値設定をしました。

指標1 総合情報館における全貸出における児童書^{*3}の貸出率

H27 基準値	R1 目標値	H30 実績値
33.65%	39.45%	41.68%

^{*3}児童書 乳幼児から中学生くらいの読書興味や読書レベルにあった図書
絵本、昔話、幼年文学、児童文学、伝記、科学の本、実用書など

小さい頃から読書習慣が身につけていないことが、のちのちの本離れの原因になると言われています。児童書は、子どもが本と出会い、読書習慣を身に付けることに大きな影響を及ぼします。

また、保護者が積極的に子どもの読書活動に関わることが重要です。総合情報館では、保護者が、子どもの発達状態や興味・関心に合わせ本を選んだり、また子ども本人が自由に選んだりできます。以上のことから、家庭における子どもの読書活動の状況を把握するため「総合情報館における児童書の貸出率」を指標としました。

<成果>

児童書の貸出率は、平成27年度実績から大幅に向上し、目標を達成しました。

その要因としては

- ・ブックスタートや赤ちゃんタイムなど子育て世代の保護者の働きかけ
- ・園、学校へ総合情報館の児童書・紙芝居を団体貸出
- ・園外活動として総合情報館を利用できるよう交通手段（町有バス）の手配
- ・情報館イベントとして読み聞かせ

など、第3期計画の様々な取組によって、保護者・子どもにとって児童書がより身近な存在となって貸出が増えたと考えられます。

また、こういった取組が評価されて、総合情報館は、平成29年度優秀読書活動実践図書館として文部科学大臣表彰を受けました。

指標2 1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合（不読率）

	町 H27 基準値	町 R1 目標値	町 R1 実績値	県 H29 実績値	全国 H29 実績値
小学生	1.2%	5%以下	1.2%	4.2%	5.6%
中学生	9.38%	10%以下	7.7%	11.9%	15.0%

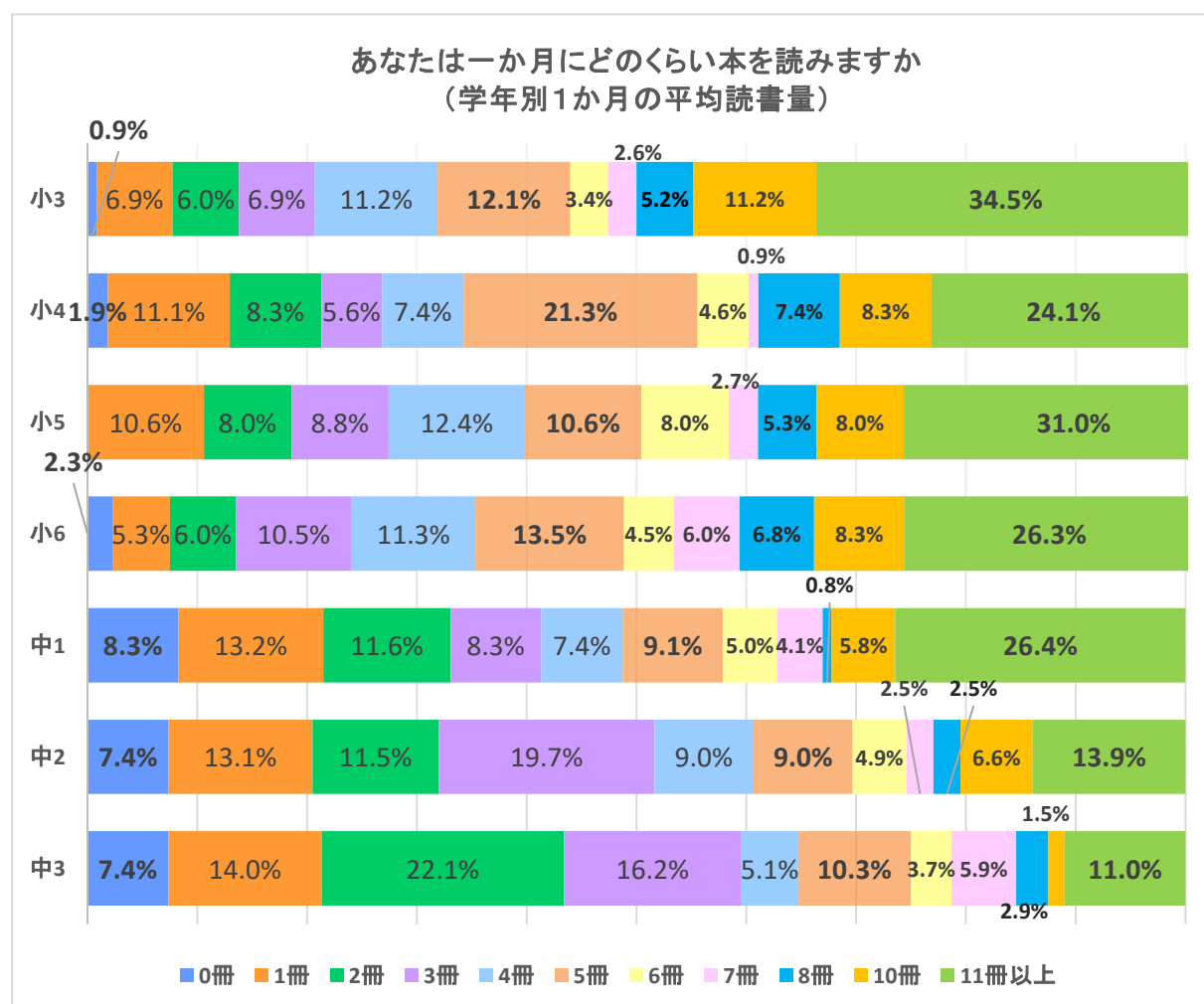
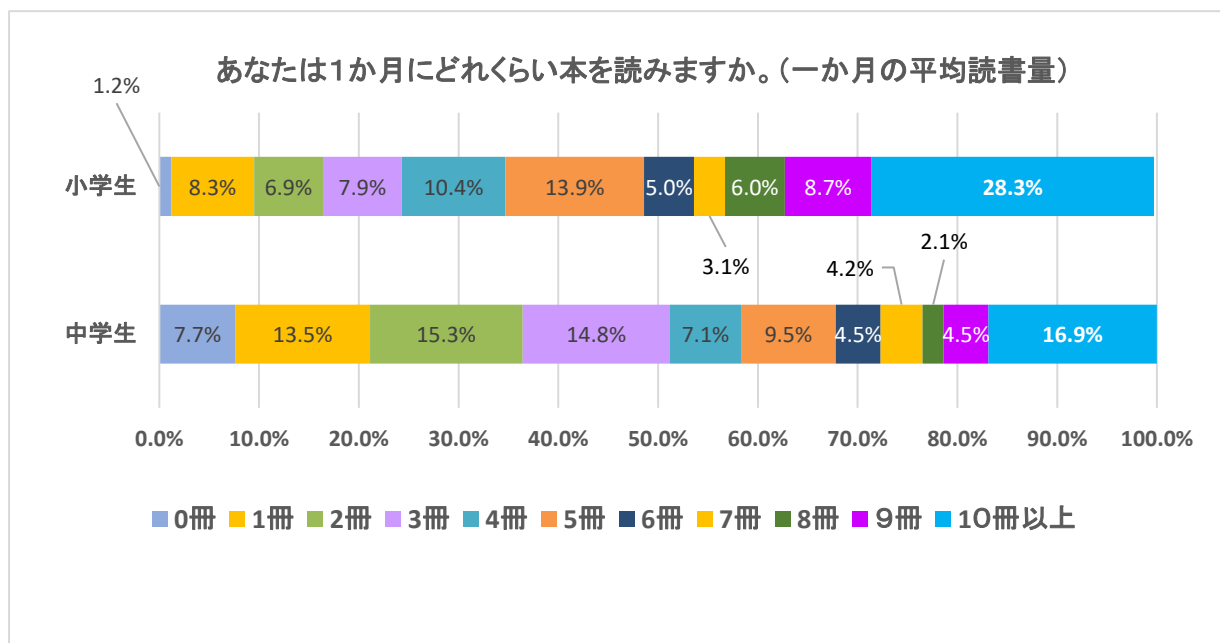
子どもが主体的に読書に取り組んでいるかを図る指標として「不読率」を2つ目の指標としました。

<成果>

小学生の不読率は、平成27年度の基準値1.2%を維持しました。中学生の不読率は、平成27年度の基準値から、1.68ポイント向上し、7.7%となり第3期計画の目標を小・中学生ともに達成しました。これは、国や県の実績値より優れています。

<課題>

小学生段階での不読率は低いですが、中学生になると急に高くなります。これは全国的に同じ傾向にあり、中学生や高校生になっても主体的に読書活動が継続できるよう読書の「質」を高めるための取組が求められます。



第3章 第4期計画の基本方針

1 基本方針

子どもが主体的に読書活動に取り組むためには、「心に残る一冊の本」との出会いにより読書の喜びを実感するとともに、読書を通じて未知の世界や考えを知り、様々な立場から物事を考える経験を積んでいくことが必要です。こうした経験を通じて、主体的に幅広い本を選び取り、自ら考える力を身に付けることを「読書の質」の向上と捉え、次の3つの基本方針により読書の質的側面まで視野に入れた読書活動の推進に取り組みます。

方針1 子どもの発達段階に応じた取組の工夫

子どもが、生涯にわたる読書習慣を確立するためには、それぞれの心身の発達の段階に応じて適書に出会い、読書に親しみ、読書に対する興味関心を高められる読書環境が求められます。一人一人の発達に応じた読書活動となるよう、環境整備を進めるとともに、周囲の大人による適切な働きかけを支援します。

方針2 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での連携・協力

子どもの読書習慣の形成には、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割に応じて子どもの読書活動の推進に取り組むとともに、相互に連携・協力し、それぞれの力を活かした社会全体で取組の推進に努める必要があります。特に、子どもの読書活動に大きな影響力を持つ保護者に対して連携した働きかけを行い、家庭環境により読書習慣形成に差が生じないように支援します。

方針3 子どもの読書への関心を高める取組の促進

子どもは成長とともに興味・関心が広がり、相対的に読書への関心が低くなることがあります。そこで、周囲の大人による適時適切な本の紹介に加え、子ども同士が同世代の感性を活かして本をすすめ合うような取組を一層促進し、人との関わりを通じて子どもの読書への関心を高めます。

2 指標（数値目標）

子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。また、この数値目標の達成状況を把握し、検証をしながら計画の進行管理を行っていきます。

指標1 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）【継続】

	県 H29 実績値	県 R5 目標値	町 R1 実績値	町 R5 目標値
小学生	4.2%	2%以下	1.2%	1%以下
中学生	11.9%	10%以下	7.6%	5%以下

指標2 総合情報館における全貸出における児童書の貸出率【継続】

R1 実績値	R6 目標値
41.68%	44%

指標3 学校図書館における児童生徒一人あたりの本の年間貸出冊数【新規】

H29 実績値	R6 目標値
38.5冊	50冊

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 子どもの発達段階に応じた取組の工夫

子どもの読書活動の推進においては、発達の段階ごとの特徴を踏まえ、家庭・地域・学校等において取組を進める必要があります。特に、幼い頃の「本を読んで楽しかった」という経験は、生涯にわたる読書習慣の定着につながります。また、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校といった、学校種間の接続期の生活リズムの変化等が原因となり、子どもが読書から遠ざかる傾向があるため、家庭・地域・学校等が連携して切れ目のない取組を行い、読書環境を整備する必要があります。

(1) 乳幼児期の読書活動の推進

子どもの読書は「読む読書」より「聞く読書」から始まります。乳幼児期は、言葉を獲得する時期であると同時に、周囲の大人から絵本や物語を読んでもらうことで読書の楽しさを知り、世界を広げていく重要な時期でもあります。また、保護者と子どもと一緒に本を読むことで、親子の絆を深めることができます。保護者だけでなく、総合情報館と認定こども園、保育園が連携して、子どもが絵本や物語に触れる機会を設け、遊びの中で楽しみながら読書に親しむ環境を整えることが大切です。

(2) 小学生期の読書活動の推進

小学生になると、生活環境が家庭から学校へと広がります。保護者の関わりに加えて、学校での「朝の読書」等の継続的な取組が、読書習慣の確立に重要な役割を果たします。低学年の頃は、読み聞かせ等による「聞く読書」で読書の楽しさに触れると同時に、本を一人で読み通す力が育まれ、文字で表現された世界をイメージしたり、自分の考えと比較しながら読んだりできるようになります。高学年になると、自発的に好みの本を選択できるようになり、読書の幅も広がっていきます。

(3) 中学生期の読書活動の推進

中学生になると活動範囲が広がり、それに伴い興味・関心も広がります。論理的思考力や情報処理能力が伸びる時期で、楽しむ読書以外にも知識の習得や進路の模索のための読書など読書の幅が広がるほか、子ども向けの本から大人向けの本に移行し始める時期でもあります。一方で、部活動や学習活動の増加や興味・関心の多様化等により、読書量は減少する傾向にあり、多様な読書活動の要求に応えられる環境が求められます。

(4) 高校生期の読書活動の推進

高校生になると、読書の目的や資料の種類に応じて、適切に本を選択し読めるようになります。知的興味に応じ、幅広く多様な読書をするようになり、また読書を通じて将来や進路について考えたり、社会に参画するための思考力や判断力を身に付けたりする時期でもあります。一方で、中学生期と同様に、活動範囲や興味・関心の多様化等により、読書量は一層減少する傾向にあり、読書への関心を高めるような取組が求められます。

子どもの発達段階に応じた読書推進の取組

取組	発達の段階の特徴	乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人
		<ul style="list-style-type: none"> ・本と初めて出会う。 ・耳からの読書で脳が発達する。 ・絵本に親しみ、想像する楽しみと出会う。 ・絵本を通じて生活習慣を学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本のほか、物語や様々なジャンルの本に親しむようになる。 ・知識や情報を得るための読書を行う。 ・自主的な読書習慣が身に付き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けの本から大人向けの本に移行し始める。 ・本を読むことで将来の夢や目標を見つける。 ・知識や情報を得るための手段としての読書を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自我や価値観が発達し、主体的な読書をするようになる。 ・読書を通じて将来や進路について考え、社会に参画するための思考力や判断力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書を通じて生涯にわたり学び続ける。 ・次世代に読書の意義を伝える。
家庭						
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが本に親しむ環境を整える。 ・保護者自身も読書に親しみ、子どもと本を話題にしたコミュニケーションを行い、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等 家読(うちどく) 総合情報館等の活用 あかちゃんタイム・ブックスタート 保護者自身の読書 				
地域						
情報館	<ul style="list-style-type: none"> ・読書に関する、地域の中核的役割を担う。 ・発達段階に応じた各種の取組を実施する。 ・大人に対して、子どもの読書の重要性を普及・啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童書コーナーの充実 おはなし会 読書通帳の活用 読書相談・レファレンス 保護者への啓発 		<ul style="list-style-type: none"> YAコーナーの拡充 読書コンシェルジェによる活動 		
生涯学習センター 学童保育	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが本に親しむ身近な施設として活用される。 	<ul style="list-style-type: none"> おはなし会 保護者への啓発 				
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・情報館や学校等と連携して、子どもが本に親しむ様々な機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等 総合情報館の環境整備 学校図書室の環境整備 				
学校等						
認定こども園 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びを通じて本に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等 図書コーナーの充実 読書に関する職員研修 保護者への啓発 				
小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館を活用して、児童生徒の主体的な読書意欲を育む。 ・朝の読書や一斉読書等の取組を通じて、読書習慣を形成する。 		<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等 朝の読書 読書指導・ビブリオバトル等 保護者への啓発 		<ul style="list-style-type: none"> 読書コンシェルジェ活動 	

※栃木県子どもの読書活動推進計画（第4期）を参考に作成

2 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

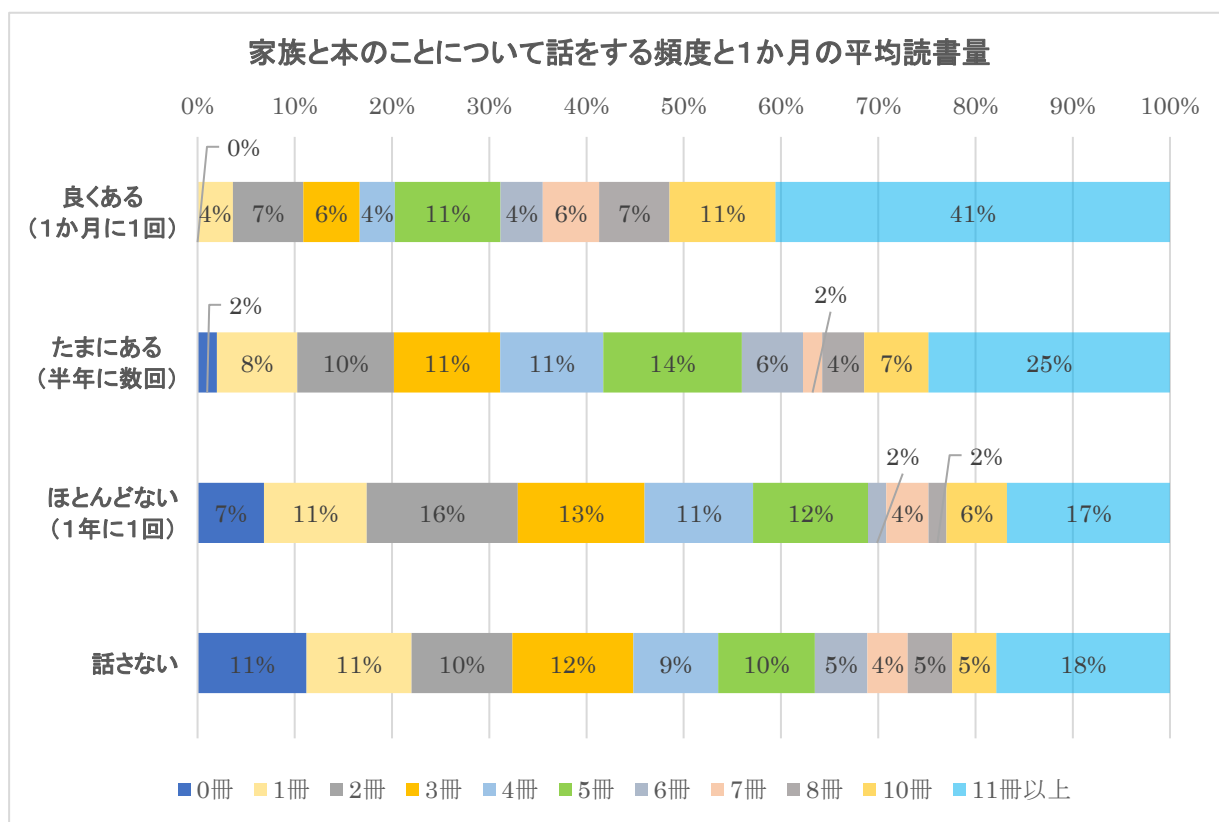
子どもの生涯にわたる読書習慣の形成には、生活の基盤となる家庭の役割が重要になります。乳幼児期における絵本を介した語りかけは、楽しい時間を共有することにより信頼関係を深めます。聞く力を養い、豊かな言葉を獲得し、健やかな心の成長を育みます。

また、身近な大人が読書をする姿勢を見せたり、家族で本の感想を語り合ったりすることも子どもが読書に興味を持つきっかけになり、さらに継続的な読書活動へとつながっていきます。

(2) 現状と課題

第3期計画で取り組んだ「10 か月児健診で実施しているブックスタート事業」「総合情報館における毎週水曜日の赤ちゃんタイム」などの施策は、乳幼児と保護者の絵本との出会いを広げるとともに、子連れでも気兼ねなく情報館を訪れるきっかけづくりにつながり、情報館での児童書の貸出率向上につながりました。

その一方で、主体的に本を選び取る小学生以上の子どもの保護者に対する働きかけという点では不十分であり、子どもの発達段階に応じた対応として見直しが必要です。今回の計画づくりに向けて行ったアンケート調査では、子どもが小学生以上の年齢になる家庭においては読書を話題とする頻度が多いほど、子どもが意欲的に読書に取り組む傾向があることがわかりました。



(3) 具体的な方策

家庭での子どもの読書の普及や定着のために、従来の子どもに向けた取組に加え、子どもと保護者が一緒に読書を楽しむ「家読（うちどく）^{※4}」を呼びかけるなど、さらに広範囲の保護者に対して読書活動推進の働きかけを行っていきます。

ア 保護者に対する学習機会の充実

(ア) 保護者を対象とした、読書活動に関わる様々な学習機会を提供

- ・公民館（生涯学習センター）事業
- ・子育て支援センター・町女性団体連絡協議会等との連携による事業
- ・親学習プログラムの実施（県東親育ちスマイルネットと情報館との連携事業）
- ・総合情報館における「赤ちゃんタイム」の実施や子育て支援図書コーナーを充実させることで保護者が情報館へ訪れるきっかけとする。

(イ) 乳幼児健診で実施しているブックスタート事業（継続）

イ 保護者に対する啓発資料等の充実

(ア) 町教育委員会で作成する家庭教育・幼児教育に関するリーフレットに、読書の重要性や絵本の紹介等を掲載し、読書のきっかけづくりを行う。

(イ) 町広報誌や町ホームページ、総合情報館 SNS^{※5} で、読書や読み聞かせに対する保護者の理解促進を促すための情報を提供する。

ウ 家庭での読書活動の推進

(ア) 家庭内で子どもと周囲の大人が一緒に取り組む読書事業（家読 うちどく）を推進

※4 家読（うちどく）… 家族間でおすすめの本を紹介し合ったり、読んだ本について話し合ったりすることで、家族のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める取組。

※5 総合情報館公式 SNS … 総合情報館ではツイッター、インスタグラムを運用している。

Twitter（ツイッター）#hagamachisogojl

<https://twitter.com/hagamachisogojl>

Instagram（インスタグラム）#haga_sogojohokan

https://www.instagram.com/haga_sogojohokan/



総合情報館における子育て支援図書コーナー

3 認定こども園・保育園における子どもの読書活動の推進

(1) 認定こども園・保育園の役割

子どもにとって、乳幼児期から本に親しみ、読書の楽しさを体験することは、その後の読書習慣の形成にとって非常に大切です。

就学前の子どもたちが、家庭と同様に長い時間を過ごし、身近な場所であるのが、認定こども園や保育園です。園での様々な活動において、子どもたちが絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう機会を積極的に創り出していくことが求められています。

(2) 現状と課題

各園において、子どもたちにとって本を身近なものとするために、保育士や教員による絵本や紙芝居の読み聞かせを日常的に行っています。読み聞かせだけでなく、パネルシアターやエプロンシアターなどを通じて子どもたちがおはなしや絵本に興味関心をもつよう活動を行っています。絵本は、園の絵本コーナーや年齢に分けられたクラスごとに配置されていて、子どもたちが自由に手に取って見たり、保育士や教員による読み聞かせに利用されていたりします。本の保護者への貸出を行っている園もあります。

(3) 具体的な方策

認定こども園・保育園での取組が継続的・積極的に行われるために、教職員や保育士が乳幼児期における絵本の持つ意味や読み聞かせの重要性を理解し、教育や保育に活かせるよう研修する機会が必要です。また、園内に絵本コーナーを設置し、幼児の身近なところに本がある環境づくりに努める必要があります。

ア 読み聞かせ等の活動

(ア) 子どもたちの発達段階に応じた読み聞かせの実施

イ 保護者への働きかけ

(ア) 行事や園だより等を活用した読み聞かせの大切さや意義の普及

ウ 環境設備

(ア) 園児やその保護者が本を選びやすい図書コーナーの整備

(イ) 総合情報館との連携（積極的な団体貸出の実施と団体利用）

エ 保育士・教員の資質向上

(ア) 読み聞かせの技術や読書の重要性を学ぶ
研修への参加



保育園による情報館団体利用の様子

4 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割

国は第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画において、学校図書館の役割を

- ・児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」
 - ・児童生徒の学習活動を支援したり、授業内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」
 - ・児童生徒の情報収集・選択・活用能力を示したりする「情報センター」
- としています。

これらを踏まえ、学校においては、国語科をはじめとする各教科、特別活動、総合的な学習等の時間を通じて、さまざまな読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で重要な役割を担っています。

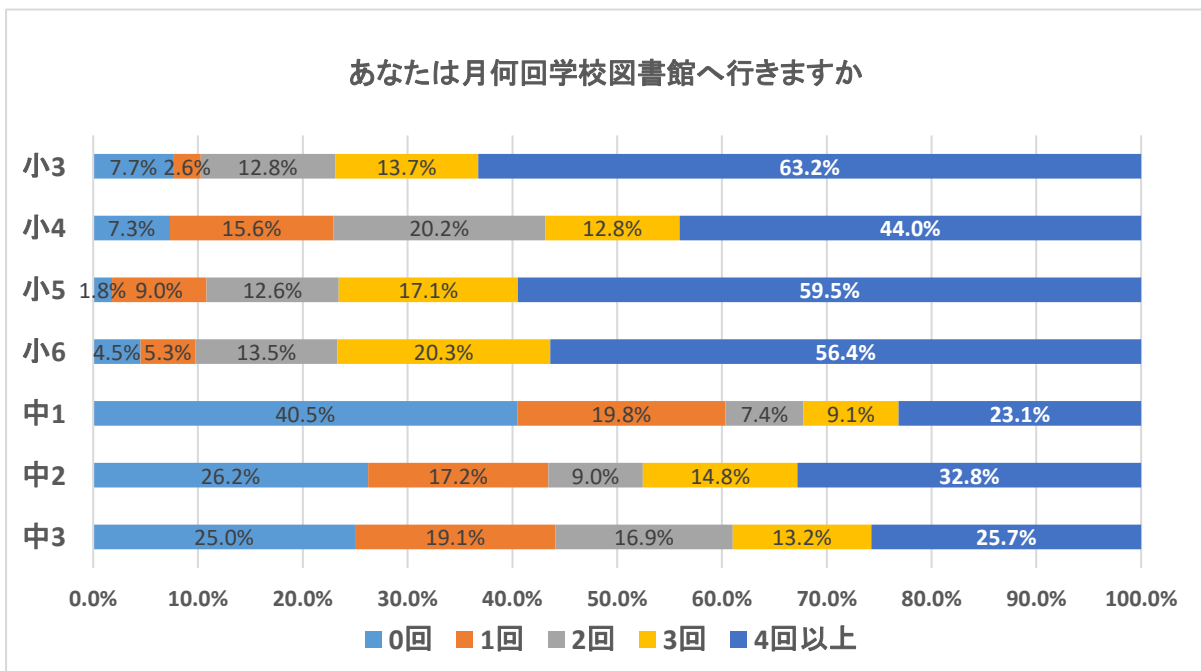
2017年3月に告示された小学校学習指導要領や中学校学習指導要領においては学校図書館が教育課程を支えるという機能を明確にしており、これからの学校図書館は、主体的・対話的学び（アクティブ・ラーニング）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

(2) 現状と課題

学校では、司書教諭を中心に朝の読書活動をはじめ、学校ごとに子ども読書の日や読書週間等に絡めた特色ある読書活動を実施し、子どもが自主的に読書に親しみ、読書を継続することができる基礎づくりを行う活動に取り組んでいます。

また、町では各学校の活動を支援するため、平成19年度から1校に1人専任の司書資格を有する司書を継続して配置し、団体貸出による総合情報館資料の活用を行うなど、学校図書館の運営を支援しています。

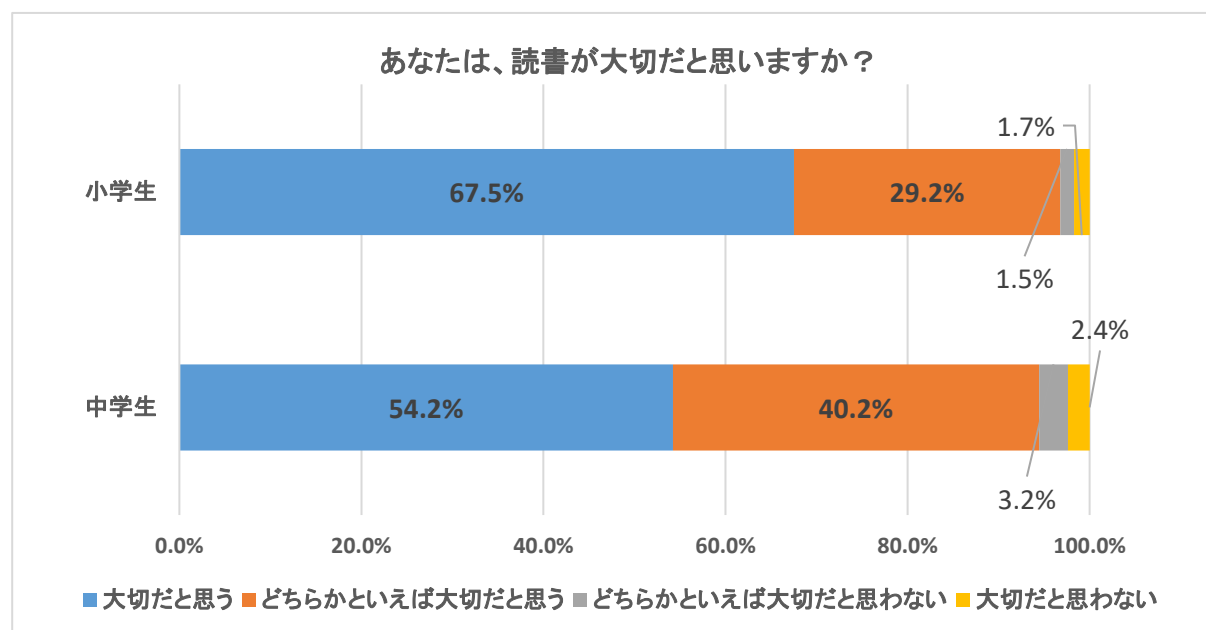
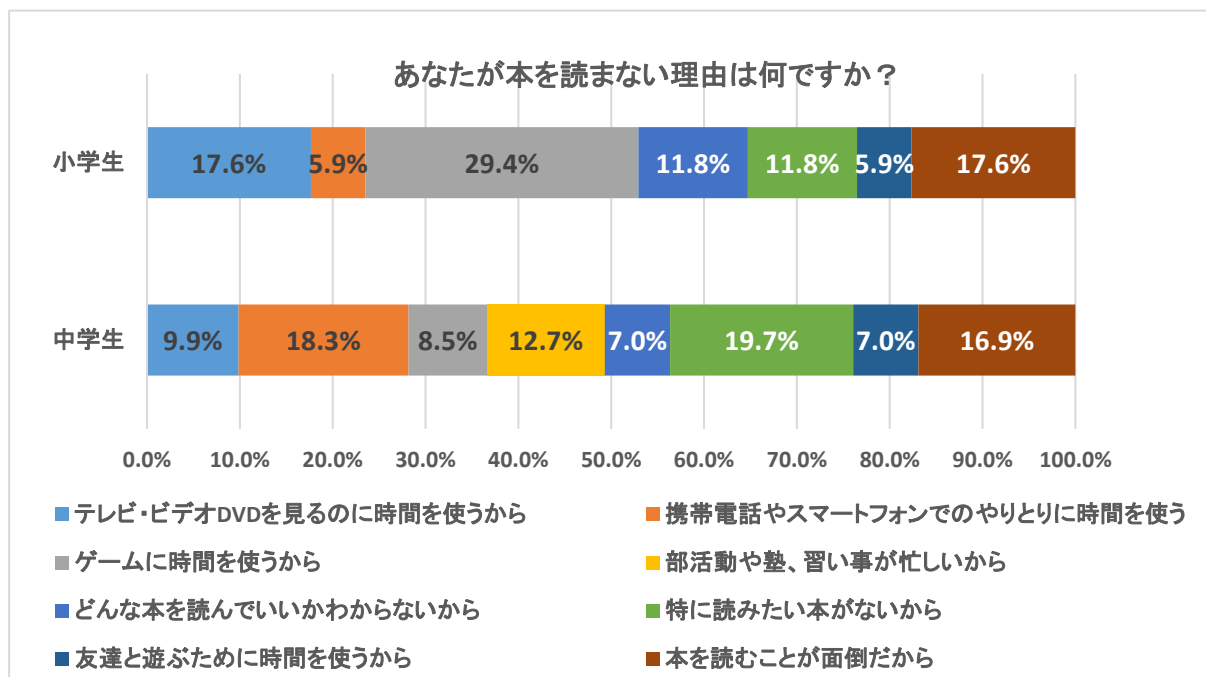
アンケート調査では、不読率が低下するとともに、学校図書館を月に4回以上利用する子どもが小中学校ともに増加している一方で、1か月の間に読む冊数は前回の調査時と比較すると減少しています。



学齢が進むほど、1人あたりの読書冊数は減少しており、本を読まない理由として小学生では「ゲームやDVDを見るのに時間を使うから」中学生では「携帯電話やスマートフォンでのやりとりに時間を使うから」という理由が多く回答されました。

しかし、興味や知識の幅が広がる10代前半の子どもは、豊かな読書体験が必要とされる年代であり、この年代の読書離れを食い止めることは大きな課題です。

「あなたは読書が大切だと思いますか？」の設問に「大切だと思う」「どちらかと言えば大切だと思う」と回答した児童が96.7%、生徒が94.4%とともに9割以上であることから、読書への関心は高く、必要性についても認識しているものと考えられます。



(3) 具体的な方策

「朝の読書」等の一斉読書運動活動をはじめ、児童生徒の発達の段階に応じた読書活動を支援します。また、学校図書館は児童生徒の読書活動や読書指導の場以外にも、学習活動支援や情報収集・選択・活用能力を育成する場としての機能の充実が求められるので、環境整備も必要です。

ア 授業における図書館の活用拡大

(ア) 学級活動等における図書館の使用法を学ぶ時間の確保

(イ) 調べ学習用参考図書の充実

(ウ) 教員サポートのための文献資料整理・貸出

イ 読書活動の推進

(ア) 「朝の読書」等の一斉読書運動活動の支援

(イ) ボランティアによる読み聞かせの実施

(ウ) 「読書週間」や「子ども読書の日」等に絡めた行事の開催

(エ) ビブリオバトル^{※6}や本の紹介カードの巡回等児童生徒同士での読書を通じた交流の促進

(オ) 「図書館だより」等を通じた児童生徒や保護者への啓発

ウ 図書館の環境設備

(ア) 文部科学省「学校図書館図書標準」に定める蔵書冊数の維持

(イ) 総合情報館との連携した団体貸出の利用

エ 読書能力に応じた支援

(ア) 大活字絵本や色彩バリアフリー本等障がいのある児童生徒へ配慮した図書の充実

オ 人的環境の維持や資質向上の支援

(ア) 司書有資格者を各校1名ずつ継続で配置する

(イ) 子どもの読書活動推進に係る研修会や意見交換会の実施

カ 地域との連携

(ア) 図書ボランティアによる読み聞かせ、図書館内の環境整備



小学校における朝の読書活動の様子



A L Tによる外国語絵本の読み聞かせ

※6 ビブリオバトル……書評合戦と呼ばれるゲーム。発表者は制限時間内でおすすめの本を紹介し、各発表者後に参加者全員でディスカッションを行う。全ての発表が終了した後に、一番読みたくなった本を投票で決める。

5 地域における子どもの読書活動の支援

(1) 地域の役割

地域には、生涯学習施設など、子どもの健全な育成を支援する施設や、自治会、子供会育成会、子育て支援団体、読み聞かせボランティア団体など、子どもと深くかかわる団体が数多くあります。このような施設や団体の活動は、子どもの読書活動推進に期待されています。

また、町の公共図書館である総合情報館は、地域における子どもの読書活動の中心的な役割を担う施設として、子どもが読書に親しむ多様な機会を提供や読書環境の整備と充実を図ることが必要とされています。

(2) 現状と課題

子育て支援団体では、日常的に指導員などによる読み聞かせを実施しています。学童保育では、総合情報館からの団体貸出を利用して、図書コーナーを整備しています。生涯学習センターでは、子育て支援団体と連携し絵本に出てくる料理の教室を行うなど各施設において、子どもたちがおはなしや本に親しむ機会づくりとなる事業を運営しています。

今後は町民の身近な施設として、総合情報館や学校等と連携し、このような読書活動をさらに充実させていくことが望まれます。

読み聞かせボランティアは、各小学校や総合情報館で定期的に読み聞かせ活動を行い、子どもが読書に親しむ機会を提供し、地域や家庭における子どもの読書活動の普及・啓発に貢献しています。しかしここ数年、ボランティア数が減少したり、活動の場が学校に限定されていたりする現状があります。

子どもの読書に親しむ機会の拡大を図るためにも、ボランティアの活動を一層充実させることが必要であることから、ボランティアを育成する研修会実施やボランティア同士の交流の機会の創出、さらには連携体制の構築への支援が町に求められます。



おはなし会の様子

総合情報館は、平成20年に開館し、子どもの読書活動推進を図書館運営の大きな柱と位置づけ、おはなし会の実施や、子ども読書の日イベント開催等さまざまな施策を行い、子どもの読書活動を支援しています。積極的に児童書の蔵書を増やす等環境整備にも努めた結果、年間貸出冊数も年々増加しています。

このような一つ一つの取組が着実に成果となってきていることから、既存の事業を継続、拡充していくことに加え、今後はビブリオバトルや本の紹介カードの交換により、学校の枠を超えた読書を通じた子ども同士の「交流の場」を創るなど、読書への関心を高める取組を行う必要があります。

また、博物館や文書館の展示室を有する複合館である強みを活かして、本を読むことや借りることを目的としないで来館した子どもを図書館利用へとつなげる仕組みや工夫など、公共の図書館としての機能充実も求められます。

以上のような取組をより多くの子どもの利用してもらうためには、やはり保護者の協力が必要です。家庭教育学級やPTA活動の一環に総合情報館利用を組み込む等、総合情報館と保護者が連携し、あらゆる機会に読書の重要性を啓発していくことが重要です。

さらには、総合情報館から配属している学校図書館司書との連携し、調べ学習や総合学習等への学校図書館へのサポート強化も期待されます。



クリスマスイベントの様子



公民館事業での読み聞かせの様子

(3) 具体的な方策

ア 生涯学習センター・子育て支援センター・子育てサロン・学童保育における取組

(ア) 子どもが読書に親しむための活動の充実

- ・読み聞かせの実施
- ・読書に関わる行事や講座等の実施

イ 総合情報館における取組

(ア) 読書環境の施設・設備の整備と充実

- ・乳幼児・児童・ヤングアダルトと発達段階や年代に応じた図書の充実
- ・良書の紹介や特集コーナーの設置
- ・本選びの手助けとなるレファレンスサービスの実施

(イ) 読書に親しむ機会の提供

- ・子ども読書の日や読書週間からめたイベント・講座の開催
- ・ビブリオバトルやお薦め本カードの交換、読書コンシェルジュ^{※7}等子ども同士の読書を通じた交流の創出（新規）
- ・博物館・文書館展示と連携したイベント開催や特集コーナーの設置
- ・読書通帳^{※8}の活用（新規）

(ウ) 読書活動を推進するための連携・協力

- ・学校図書館司書の継続配置、学校図書館との連携
- ・学校図書館への団体貸出強化（貸出冊数の増加と貸出ジャンルの充実を図る）
- ・1日司書や職場体験、社会科見学、総合の学習にかかる施設見学の受け入れ
- ・ブックトークや読み聞かせなど出前講座による各施設、団体との連携
- ・読み聞かせボランティアの養成、スキルアップ、支援、ボランティア同士の連携
- ・家庭教育学級や子供会育成会行事との連携、保護者への啓発

※7 読書コンシェルジュ……本好きな高校生を読書推進リーダーとして育成し、任命を経て同世代への読書の楽しさを広める活動に取り組んでもらう取組。栃木県独自の取組として平成26年（2014）年開始した。

※8 読書通帳……銀行の預金通帳のように、図書館で借りた本の履歴を記帳するもので、自分の読書歴を確認できる。先行導入した図書館においては、感想記入欄を設けるなど活用上の工夫が見られる。芳賀町総合情報館では、令和2年度から手書き方式の読書手帳を採用する予定。

6 広報・啓発等による子どもの読書活動の推進

(1) 現状と課題

町では、総合情報館を中心として読書に関する広報、啓発活動に努めています。

町広報誌における新刊に関する情報提供や、町ケーブルテレビ「芳賀チャンネル」における「知恵の環館だより」の放送など、読書活動に関心と理解を深めてもらう活動を行っています。

また、4月23日の「子ども読書の日」や10月27日から11月7日の「読書週間」にちなんだイベント開催を開催し、総合情報館利用の機会を作り、職員が薦める本を1冊にまとめたミニ冊子を無料配布するなど、読書活動の啓発を行っています。

子どもが普段から多くの本に触れ、読書をする機会をつくるには、子どもの身近にいる大人がまず読書活動に理解と関心をもつことが重要であると考えられます。このためには引き続き、保護者等に対してあらゆる機会に広報啓発活動を行う必要があります。

(2) 具体的な方策

ア 各種情報の収集・提供

- (ア) 総合情報館をはじめ子どもが集う場所でのポスター掲示やリーフレット配布
- (イ) 広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、SNSによる情報の提供
- (ウ) 子どもやその保護者が参加する事業における啓発活動

イ 総合的な啓発活動の推進

- (ア) 「家読」や「ノーメディアデー」の導入による意識づけ



リーフレットやチラシの配布



司書によるおすすめ本特集コーナー

資料編

◇子どもの読書活動に関するアンケート結果

(1) アンケートの実施概要

本年度、子どもの読書活動推進計画を策定するにあたり、子どもたちを取り巻く読書環境や読書活動を把握することで、読書推進を阻む要因を洗い出し、計画に反映すべく町内の小中学生を対象に「子どもの読書活動に関するアンケート」を実施しました。ご協力いただきました先生方、児童生徒のみなさまに厚くお礼申し上げます。

(2) 目的 「芳賀町子ども読書活動推進計画」策定に際し、子どもの読書の現状を把握し、計画に反映するために実施

(3) 調査期間 令和元年11月22日から11月29日

(4) 対象 町内全小学校の3～6年生の児童と芳賀中学校生徒

(5) 回収率 853人 87.39%

(6) アンケート集計

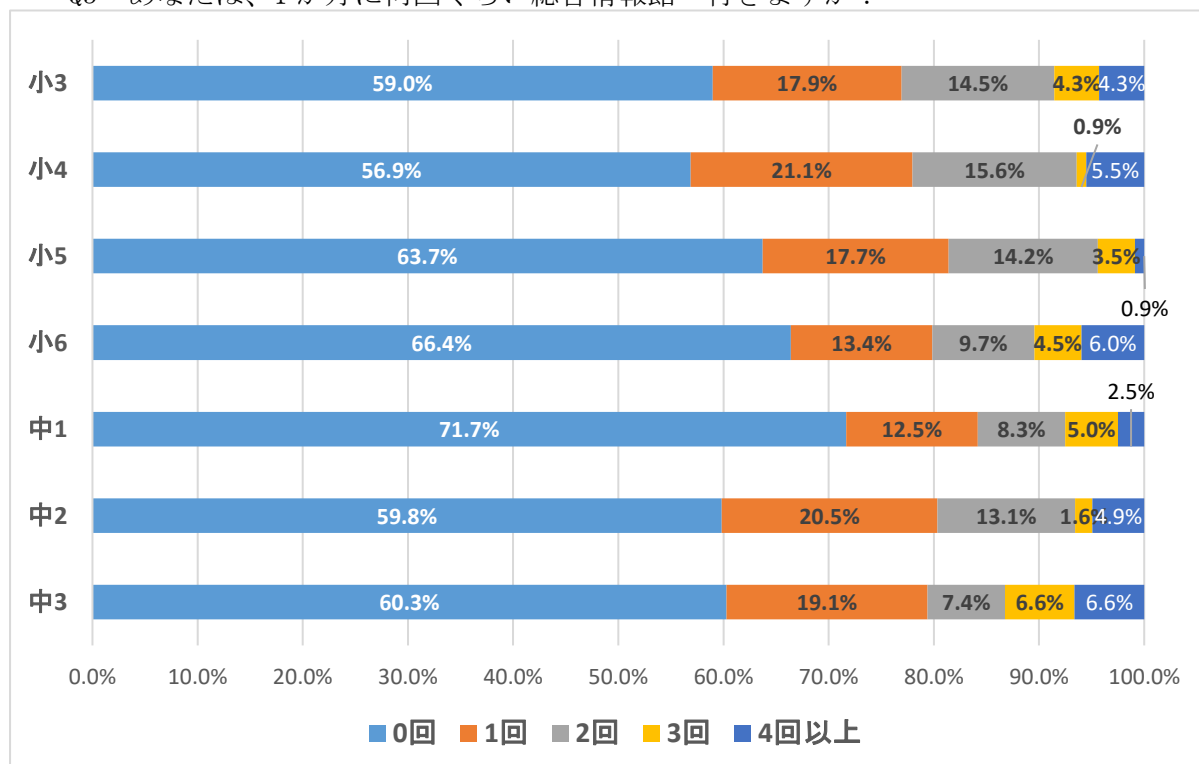
Q1 あなたの性別は？

男	439人
女	414人

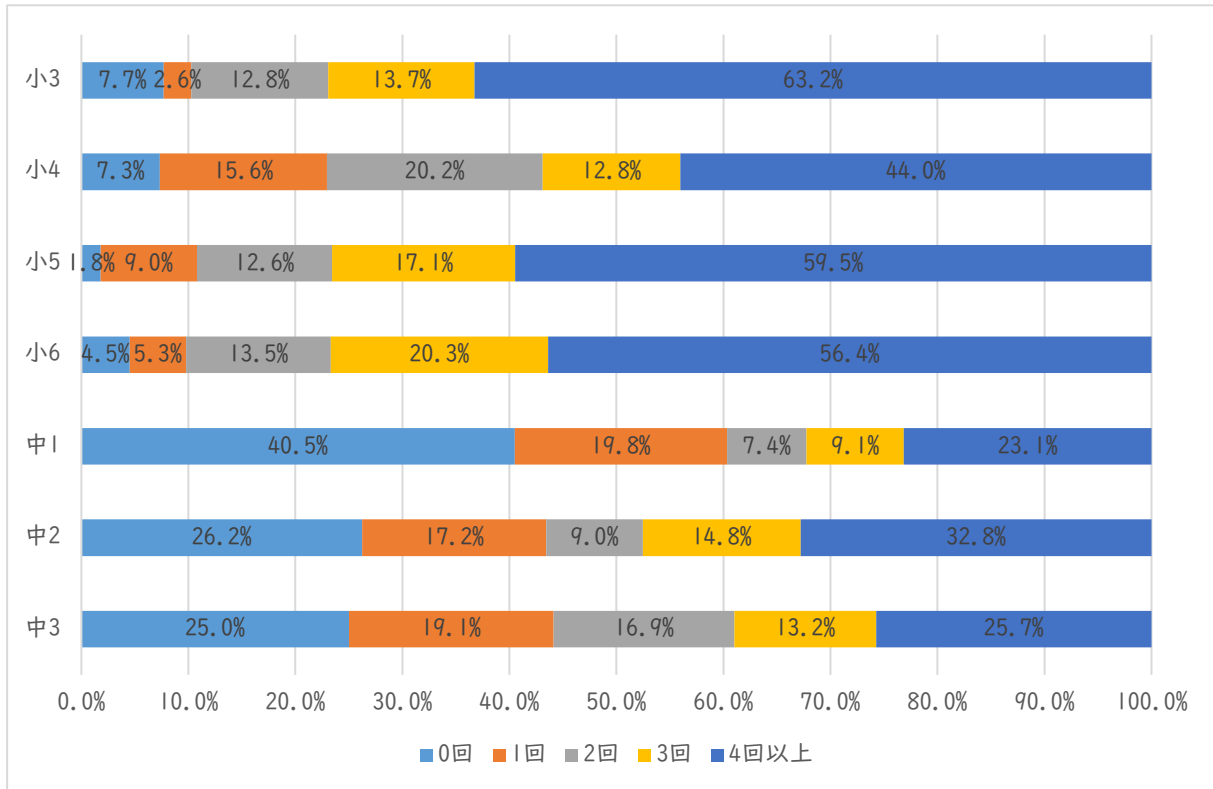
Q2 あなたの学年は？

小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	無回答
117人	109人	119人	134人	121人	122人	136人	1人

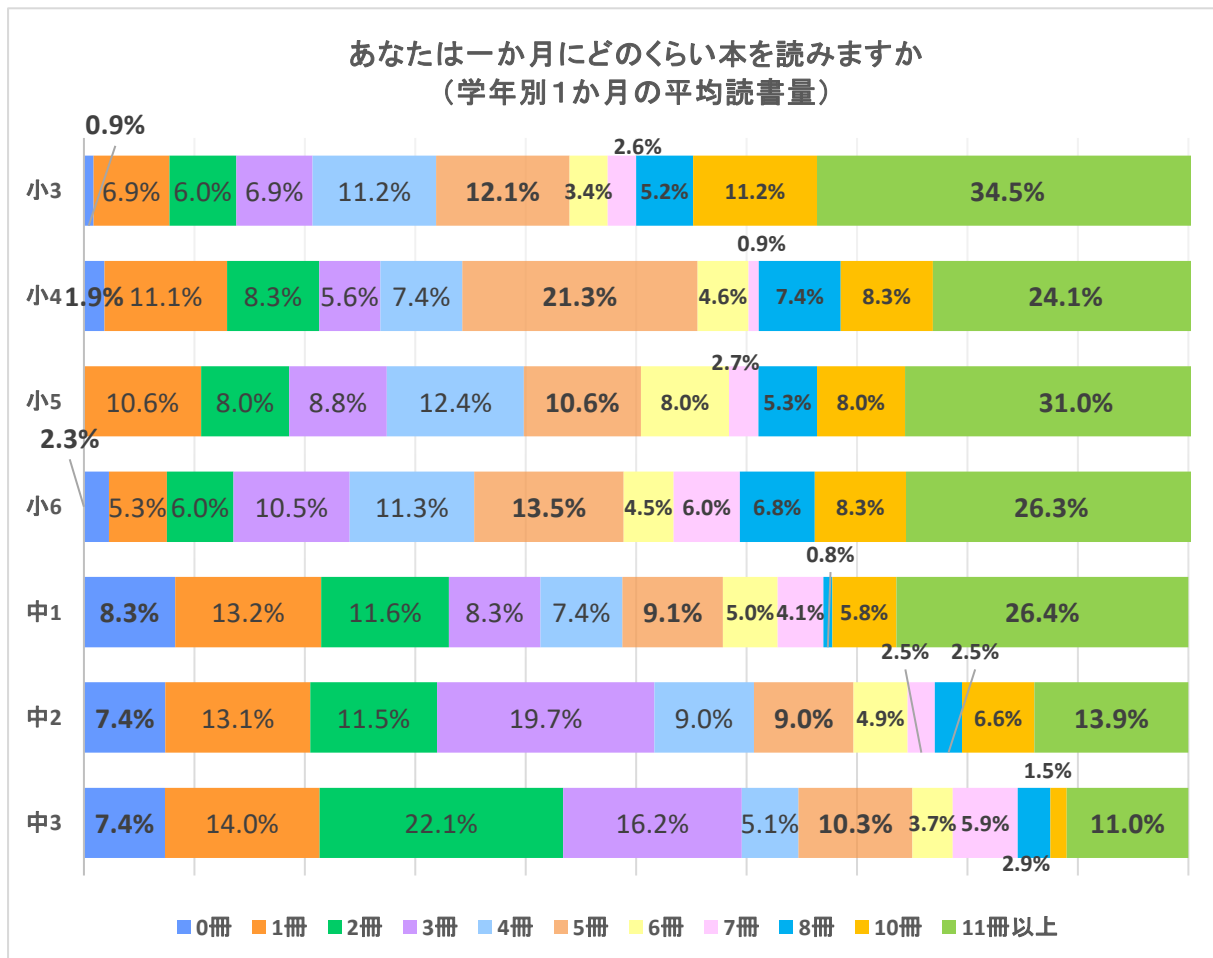
Q3 あなたは、1か月に何回くらい総合情報館へ行きますか？



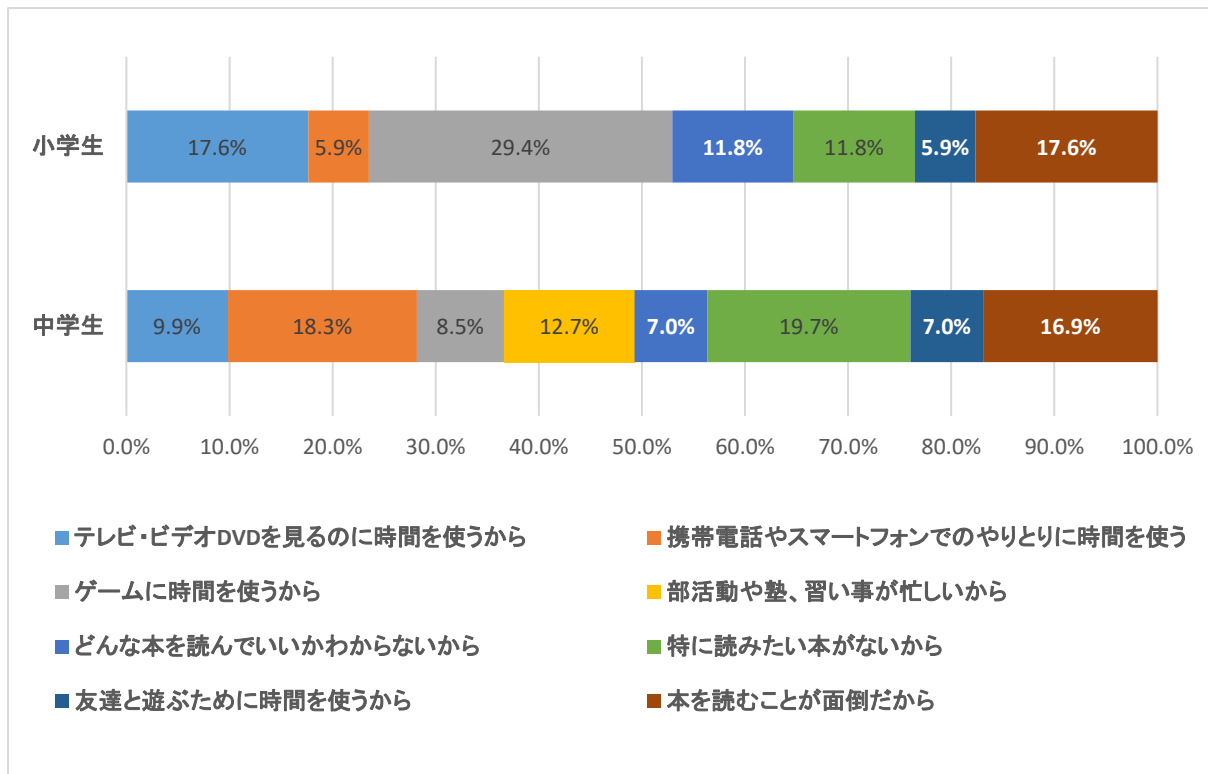
Q4 あなたは、1か月に何回くらい学校の図書室に行きますか？



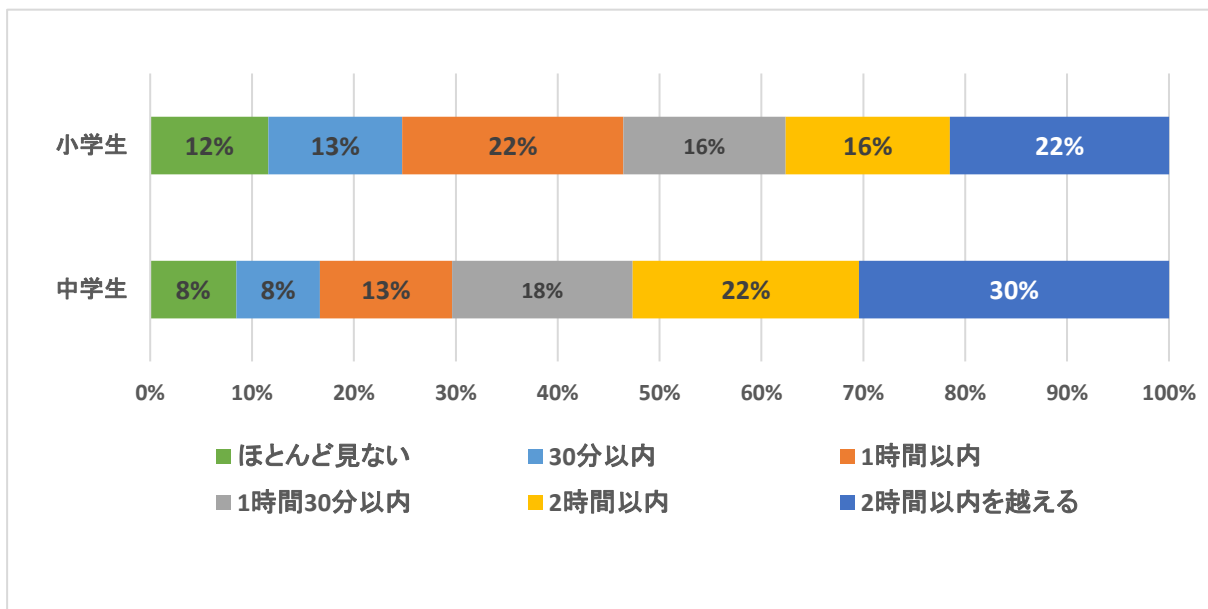
Q5 あなたは1か月にどのくらい本を読みますか？



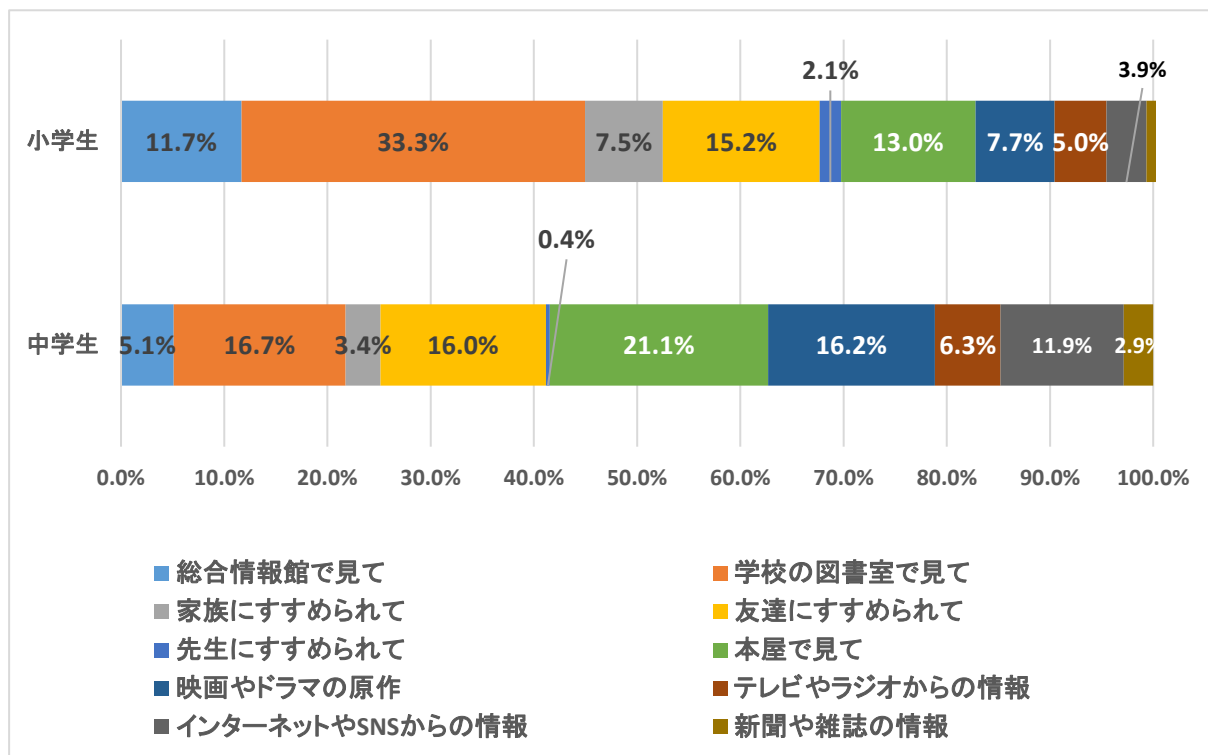
Q6 (Q5で「0冊」と答えた方) あなたが本を読まない理由は何ですか？



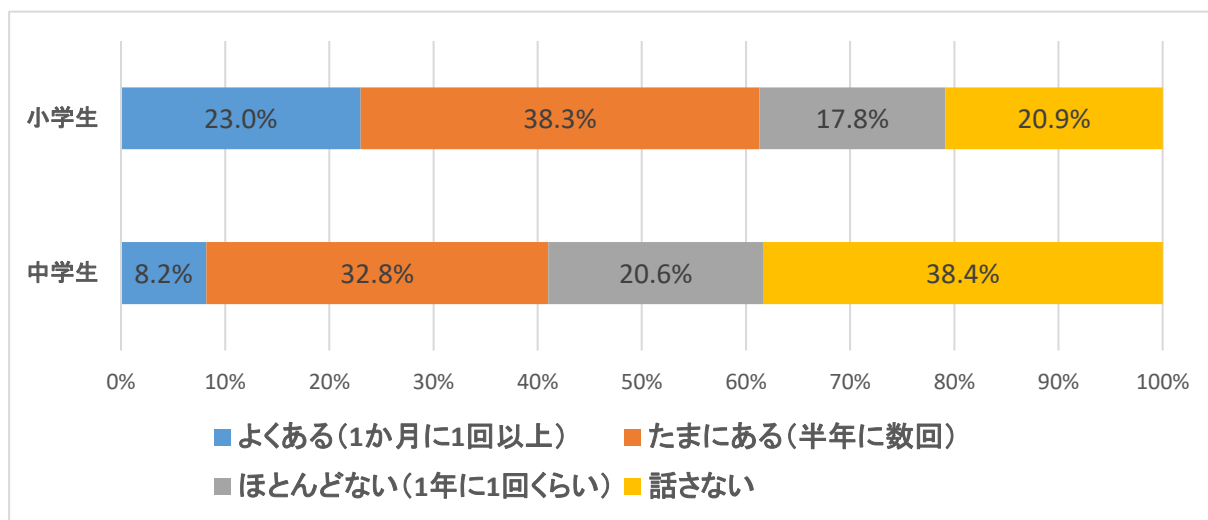
Q7 あなたは、パソコンやスマートフォンで1日にどれくらいユーチューブを観たり、ゲームやSNSをしますか？



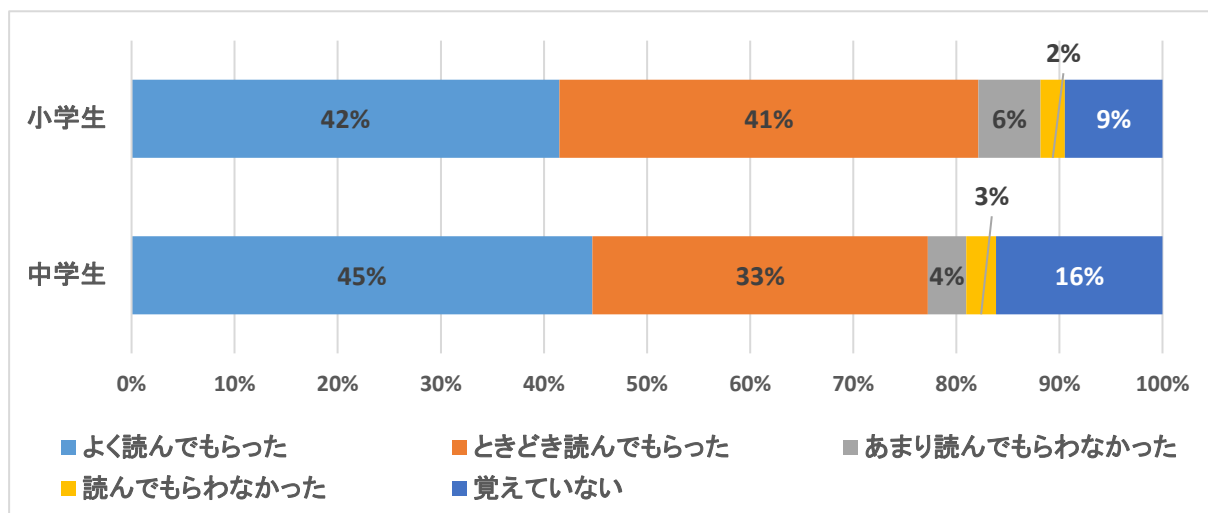
Q8 あなたが今まで読んでみたいと思った本は、どんなきっかけで知りましたか？



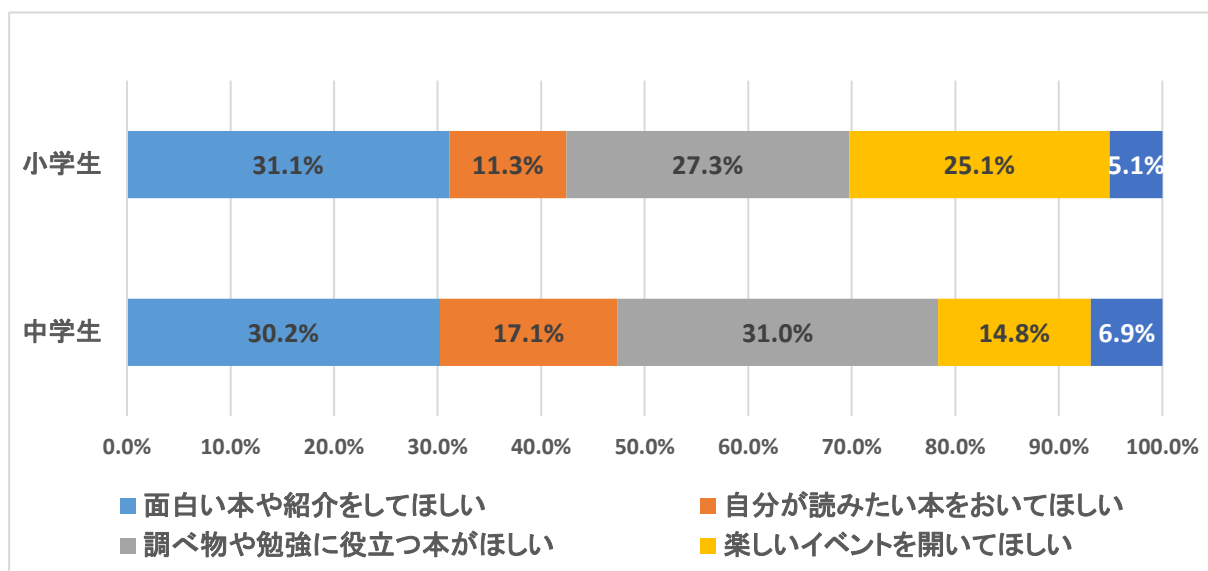
Q9 あなたは、家族と本のことについて話をすることはありますか？



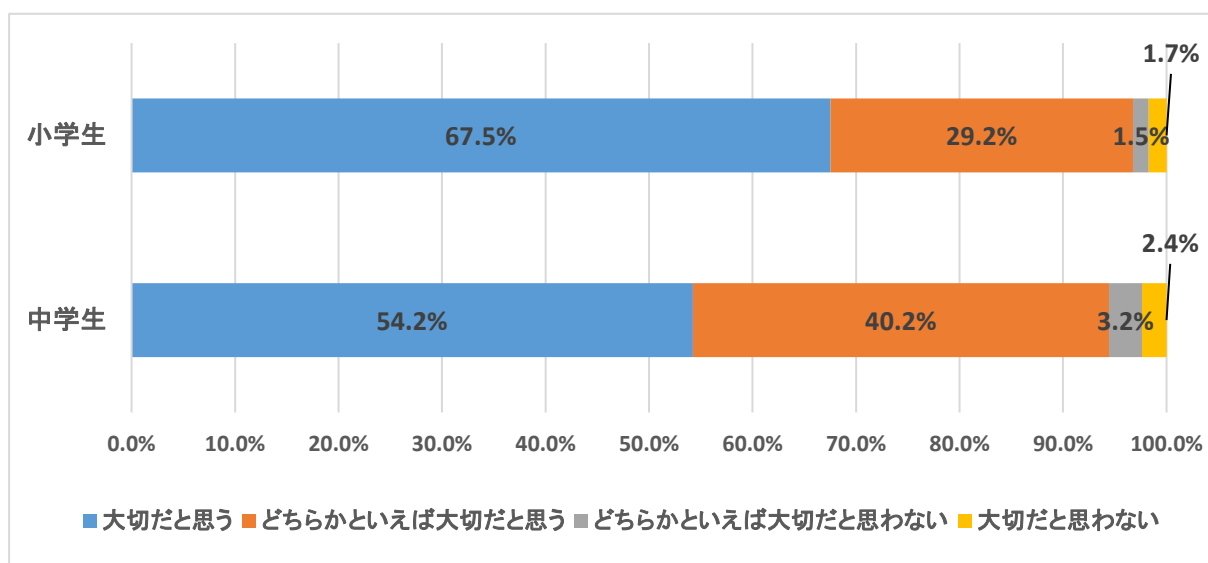
Q10 あなたは、小さいころ家の人に本を読んでもらったことがありますか？



Q11 あなたが総合情報館にしてほしいことは何ですか？



Q12 あなたは、読書が大切だと思いますか？



◇「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」とい

う。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

◇衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもが健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3 芳賀町子どもの読書活動推進計画（第4期）策定委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	区分	氏名	所属・役職等
1	小学校教諭	神田 真美	芳賀東小学校教諭
2	小学校教諭	吉河 久子	芳賀北小学校教諭
3	小学校教諭	山口 訓子	芳賀南小学校教諭
4	中学校教諭	横山 春美	芳賀中学校教諭
5	幼稚園関係者	渡辺 容子	認定こども園のぶ幼稚園主幹教諭
6	保育関係者	小祝 つばさ	認定ひばりこども園保育教諭
7	保育関係者	関根 喜久恵	みずはし保育園保育士
8	保育関係者	岩田 美保	祖母井保育園保育士
9	社会教育関係者	稲川 浩司	芳賀町学校運営協議会会長
10	ボランティア 団体関係者	野澤 由紀子	総合情報館読み聞かせボランティア代表

NO	区分	氏名	所属・役職等
1	教育委員会事務局	高津 健司	町生涯学習課課長
2	〃	手塚 幸子	町こども育成課課長補佐兼学校教育係長兼指導主事
3	〃	中澤 美智子	町生涯学習課総合情報館係長
4	〃	松田 崇志	町生涯学習課総合情報館係主査

芳賀町子ども読書活動推進計画（第4期）

令和2（2020）年3月

編集・発行 芳賀町教育委員会

〒321-3307 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南 1-1-1

電話番号：028-677-2525

ファックス番号：028-677-2886

Email: johokan@town.tochigi-haga.lg.jp